

# 流山市常磐自動車道環境委員会 30周年記念誌



平成26年9月24日

流山市常磐自動車道環境委員会

# 流山市常磐自動車道環境委員会30周年記念誌

## 目 次

1	委員長あいさつ	1
2	常磐自動車道の概要	2
3	流山市における常磐自動車道	2
4	流山市内の常磐自動車道環境測定施設	3
5	常磐自動車道環境委員会のプロフィール	7
6	常磐自動車道環境委員会と東日本高速道路株式会社の主な取り組み	8
	委員からの寄稿	15
	資料	19
	・規約	
	・協定書	
	・議事録確認書	
	・流山市域におけるルーバー部に関する覚書	
	・流山市域における常磐自動車道の建設工事に伴う措置及び被害の補償に関する協定書	
	・流山市域における地盤の悪い地区の工事の施行に関する覚書	
	・交通量データ	
	・騒音データ	
	・二酸化窒素データ	
	・浮遊粒子状物質データ	

## 流山市常磐自動車道環境委員会30周年記念誌の発刊にあたって

### 1 委員長あいさつ



このたび、流山市常磐自動車道環境委員会が創設30周年と  
う大きな節目の年を迎えました。

当委員会は、昭和46年に常磐自動車道が流山市を貫通する計画が発表された  
翌年に結成された「流山の生活環境を守る会」を前身とし、道路が開通した昭  
和60年に発足しました。

道路計画が発表された後、「流山の生活環境を守る会」が、道路構造を当初の  
地表と高架方式だった計画を、半地下方式とフタカケ（上部を公園）方式に変  
更することを国や日本道路公団（現在の東日本高速道路株式会社「NEXCO  
東日本」）に要望してこれを実現いたしました。更に、市内の沿線4カ所に道路  
開通後の騒音・排ガス・粉塵を継続して測定出来る公害測定設備の設置と、測  
定値が環境基準を超えたときには、日本道路公団が道路等の改善工事を行うと  
いう協定を市と日本道路公団との間で締結しました。

常磐自動車道路開通後の昭和60年からは、当委員会では毎月1回、公害測定  
データをチェック検討し、基準オーバーで協定が守られない状態を確認した時  
は、協定に基づいて日本道路公団に改善工事を要請、これまで、様々な改善工  
事が実行され、大きな成果を上げています。

つくばエクスプレスの開通や都市化の進展により人口増加が続く流山市です  
が、今後とも、誰もが安全で安心して生活のできるまちづくりの一環として、  
当委員会による常磐自動車道周辺における大気・騒音の監視を継続して行っ  
てまいります。

終わりに、30年間にわたり常磐自動車道環境委員として、常磐自動車道周辺  
の環境を監視し、良質な住環境維持のためにご尽力を賜りました委員の皆様  
に衷心より御礼申し上げますとともに、引き続きご協力を賜りますようお願い申  
上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

平成26年9月

流山市長 井崎 義治

## 2 常磐自動車道の概要

- ・総延長 244.4 km (平成25年12月1日現在)
- ・開通 昭和56年4月27日 (柏IC－谷田部IC開通)  
昭和60年1月24日 (三郷IC／JCT－柏IC開通)
- ・起点 埼玉県三郷市 (三郷JCT)
- ・終点 宮城県仙台市 (未開通区間有)
- ・主な経由都市 柏市、茨城県つくば市、土浦市、水戸市、日立市、福島県いわき市
- ・管理主体 東日本高速道路株式会社 (NEXCO東日本)



## 3 流山市における常磐自動車道

- ・市内総延長 約3.6 km
- ・道路の構造
  - 盛土構造 0.465 km
  - 半地下構造 2.620 km
  - 高架構造 0.470 km
  - 高機能(排水性)舗装 上り3.548 km、下り3.392 km  
(一部車線によっては高機能(排水性)舗装でない箇所もあり)
- ・流山IC開業日 平成4年3月26日開業
- ・公害対策
  - ノイズレデューサー設置
  - 遮音壁設置
  - 緩衝緑地帯設置

#### 4 流山市内の常磐自動車道環境測定施設 測定局

常磐自動車道沿線には開通当初の昭和60年1月から4か所の測定局を設置し、主に自動車由来の公害である騒音、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定を24時間行っています。

##### 若葉台測定局

所在地 流山市西初石2-38-15  
測定項目 騒音、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、  
一酸化炭素、風向風速



##### 西初石測定局

所在地 流山市西初石2-912-4  
測定項目 騒音、二酸化窒素、浮遊粒子状物質



##### 東初石測定局

所在地 流山市東初石1-102-4  
測定項目 騒音、二酸化窒素、浮遊粒子状物質



##### 青田測定局

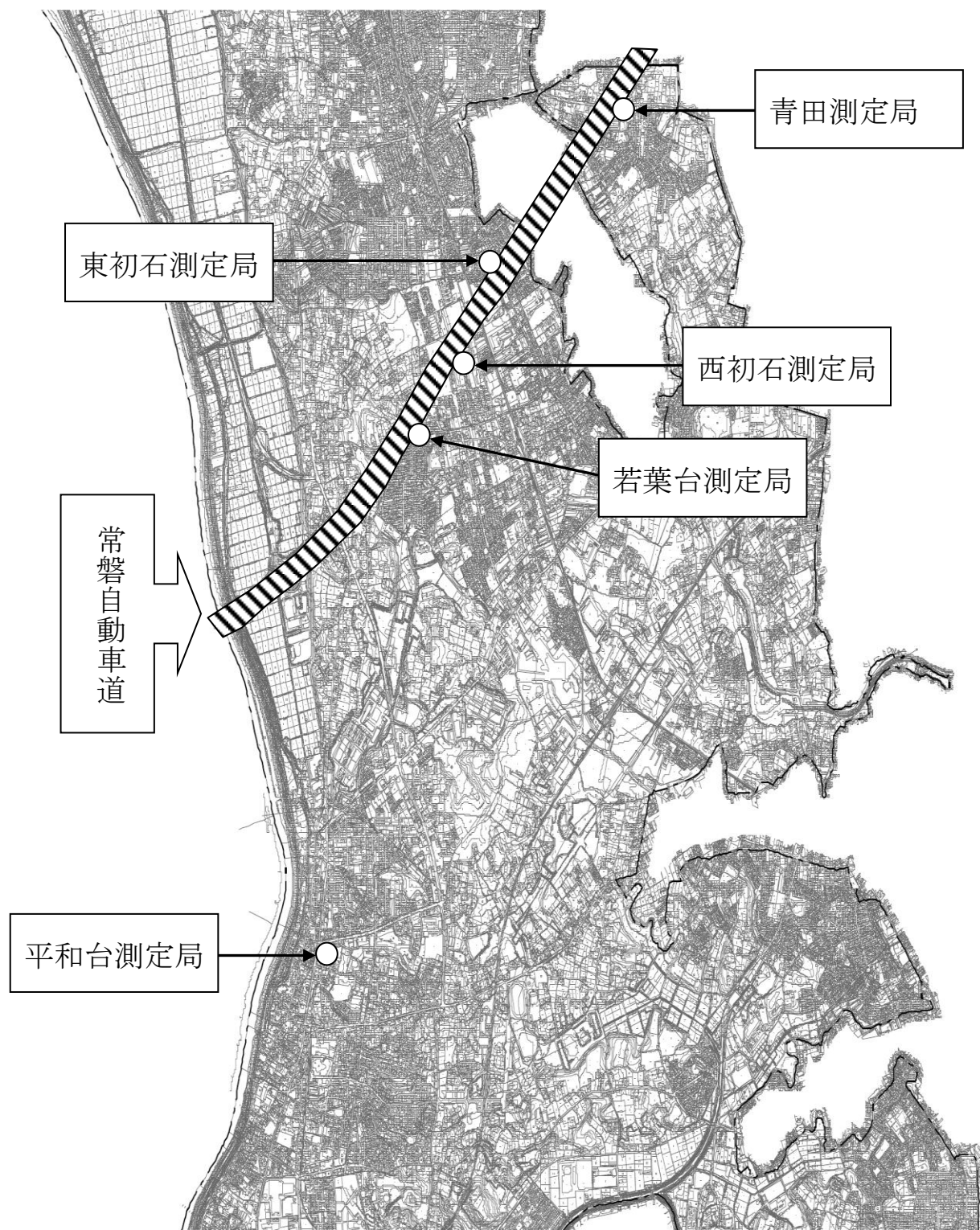
所在地 流山市青田54-4  
測定項目 騒音、二酸化窒素、浮遊粒子状物質



平和台測定局 (一般環境大気測定局)  
所在地 流山市平和台1-3-14  
測定項目 二酸化硫黄、二酸化窒素、  
オキシダント、浮遊粒子状物質、  
炭化水素、風向・風速、温度・湿度

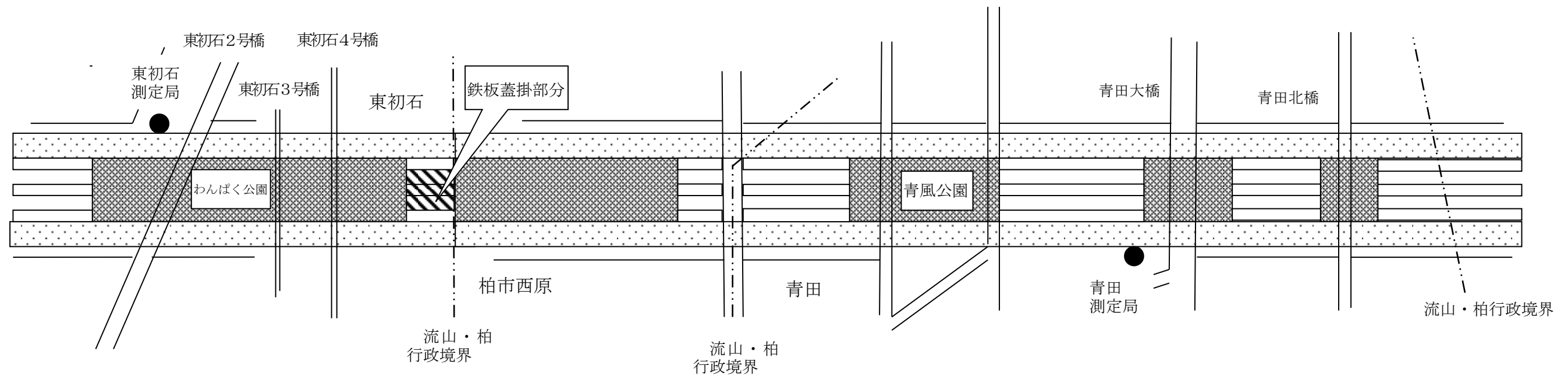
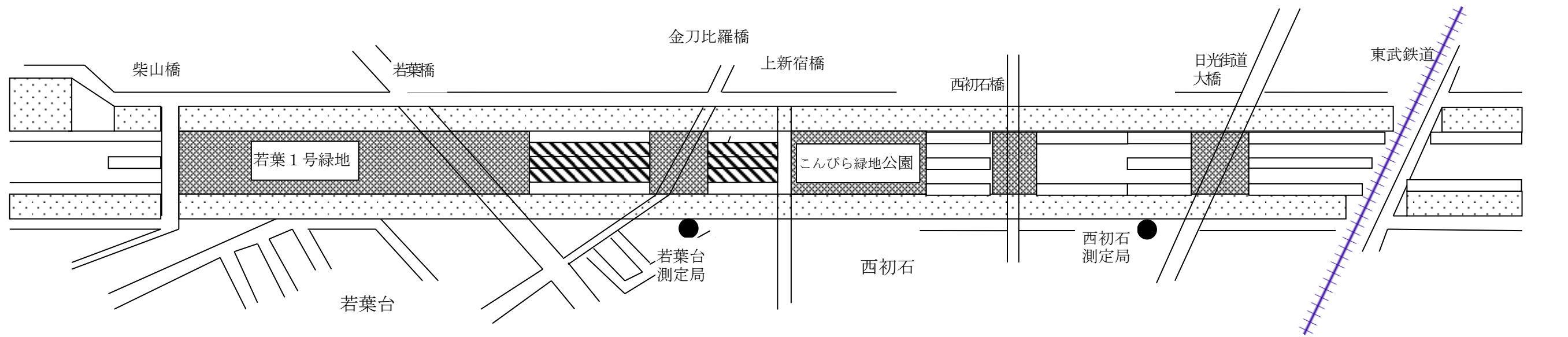
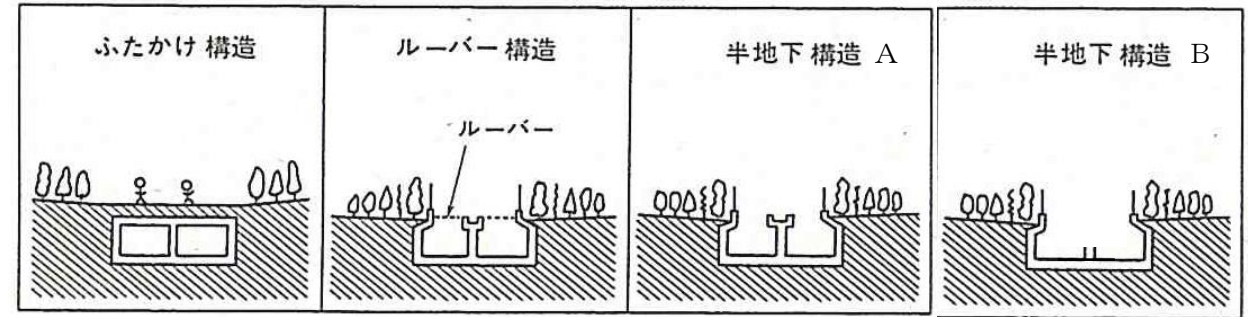
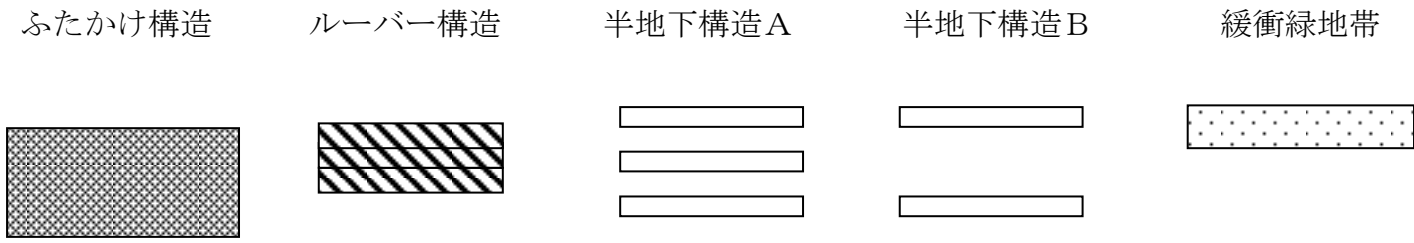


## 測定局位置図



市内の常磐自動車道の構造

断面図





## 5 常磐自動車道環境委員会のプロフィール

常磐自動車道環境委員会は、昭和56年12月28日付けで、流山市と日本道路公団が締結した「流山市域における常磐自動車道に関する協定書」（資料参照）を遵守させることを目的とし、昭和60年2月9日に常磐自動車道環境監視委員会として発足し、昭和62年7月1日に、流山市長を委員長とした流山市常磐自動車道環境委員会と改め、次の事業を行っています。

- (1) 若葉台、西初石、東初石及び青田の各地区に設置されている流山市常磐自動車道環境測定施設における測定データを分析し、基本協定で合意した環境基準値との比較検討をすること。
- (2) 必要に応じて、流山市の区域内に存する常磐自動車道による影響を調査、研究すること。
- (3) 環境基準値を超えたと判断した場合は、直ちに東日本高速道路株式会社へ環境保全措置を講ずるよう要請すること。
- (4) 東日本高速道路株式会社から、基本協定書による対応策が提示されたときは、その効果等を協議検討すること。
- (5) その他、目的達成に必要な事業を行うこと。





常磐道環境委員会光景

## 6 常磐自動車道環境委員会と東日本高速道路株式会社の主な取り組み


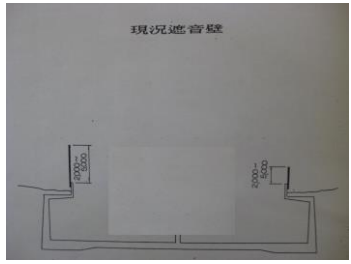
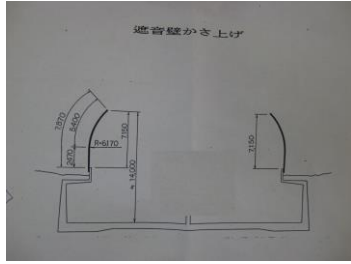
日本道路公団は、平成17年10月1日に民営化し、東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）となり、民営化後も、沿線の生活環境を保全するため、騒音軽減などの対策に引続き尽力している。

なお、流山市と日本道路公団との間で結ばれた協定は、東日本高速道路株式会社に引継がれている。

年号	経過事項	参考
昭和61年1月10日 (1986年)	流山市から日本道路公団へ西初石2丁目付近の騒音防止対策について要請	
昭和61年6月30日	日本道路公団は、供用開始1年を経過するに当たり、昭和61年11月から翌3月までの期間、環境調査を行うと本市に通知。	
昭和61年7月29日	流山市から日本道路公団に対し、騒音の防止対策調査を検討するように要請	
昭和61年9月2日	日本道路公団から環境調査を実施する予定と回答あり	
昭和62年2月 (1987年)	日本道路公団が西初石地区（コンドミニアム初石付近）に遮音壁の設置工事を実施。	 <p>コンドミニアム初石付近の緩衝緑地帯と遮音壁</p>

<p>昭和62年2月12日から3月18日 (1987年)</p>	<p>日本道路公団が、西初石橋付近の遮音壁の設置工事を実施。</p>	 <p>西初石橋付近の遮音壁</p>
<p>昭和62年7月から10月</p>	<p>日本道路公団が西初石地区で舗装改良工事を実施、青田地区で騒音低減効果のあるノイズレデューサー設置（ノイズレデューサーは遮音壁を嵩上げできない箇所に取り付ける。）</p>	 <p>ノイズレデューサー (遮音壁上部の丸い筒状のもの)</p>
<p>平成元年7月12日 (1989年)</p>	<p>流山市から日本道路公団へ西初石、青田地区の騒音防止対策を要請、これを受けて日本道路公団では平成3年10月23日付けで、既設遮音壁の嵩上げ工事を順次実施すると回答する。</p>	 <p>遮音壁（三郷橋付近）</p>
<p>平成2年10月8日から平成2年11月30日 (1990年)</p>	<p>日本道路公団は、青田地区の265メートルにノイズレデューサーを設置。 西初石地区で上下7,990㎡の高機能（排水性）浸透舗装工事を実施。</p>	 <p>高機能舗装の表面 騒音の減少効果もある</p>

<p>平成3年9月12日から 平成4年3月9日 (1991年から1992年)</p>	<p>青田地区において390mの遮音壁を現況高さ2mから8mの遮音壁に取り換える改良工事を実施。</p>	 <p>現況遮音壁</p> <p>遮音壁嵩上げ前</p>  <p>遮音壁かさ上げ</p> <p>遮音壁嵩上げ後</p>
<p>平成4年5月4日から7月</p>	<p>青田地区において、約100mの遮音壁嵩上げ工事を実施する。</p>	 <p>青田地区の遮音壁</p>
<p>平成5年2月5日から7月14日 (1993年)</p>	<p>日本道路公団は、西初石地区で140m、青田地区で148mの遮音壁設置工事を実施。</p>	 <p>西初石地区の遮音壁</p>
<p>平成5年8月20日から27日</p>	<p>西初石地区防音壁設置工事後の騒音測定を実施。コンドミニアム初石付近では、工事前の同年4月23日から30日まで測定した数値と比較し、昼以外の時間帯で2～3ホン減少した。昼は虫の鳴き声の影響があったものと思われる。</p>	

<p>平成5年11月5日から 平成6年3月24日</p>	<p>日本道路公団は、西初石地区で172m、東初石地区で120m、青田地区で191mの遮音壁の設置工事を実施。</p>	 <p>東初石地区の遮音壁</p>
<p>平成6年4月14日から 21日 (1994年)</p>	<p>江戸川台グリーンハイツ、コンドミニアム初石、西初石測定局付近で再度騒音測定を実施。コンドミニアム初石、西初石測定局付近では、1～2デシベル減少してるが、江戸川台グリーンハイツ側は朝・夕の時間帯で1デシベルの増加となっており、遮音壁の反響音の影響と思われる。</p>	<p>p14の※1へ 平成6年度 遮音板設置工事前後の騒音レベルの比較</p>
<p>平成6年8月9日</p>	<p>日本道路公団に対し、遮音壁嵩上げ工事を要望（平成5年度までに延べ1.4kmの嵩上げ工事を完了）。</p>	
<p>平成6年度</p>	<p>遮音壁嵩上げ工事を実施（西初石地区210m、東初石地区32m、青田地区141m）。</p>	 <p>現況遮音壁</p> <p>遮音壁嵩上げ前</p>  <p>遮音壁かさ上げ</p> <p>遮音壁嵩上げ後</p>

<p>平成7年3月16日 (1995年)</p>	<p>流山市から日本道路公団に対し、一部地域においては依然として協定値超過時間(特に夜間)が多いため、引き続き騒音対策について要望を行う。</p>	
<p>平成7年4月24日から 30日</p>	<p>江戸川台グリーンハイツ、コンドミニアム初石、西初石測定局付近で、防音壁設置前と設置後の騒音レベルを測定。江戸川台グリーンハイツ、コンドミニアム初石付近では1~2デシベル減少、西初石測定局付近では効果がみられない状況であった。</p>	
<p>平成7年6月22日</p>	<p>流山市から日本道路公団に対し、日平均交通量が平成6年8月には10万台を超え、大型車の混入率が25.1%に達しており、近年における協定値超過時間も月200時間を超える測定局も見受けられるため、騒音に対する環境保全措置を要求。</p>	 <p>混雑する常磐道(流山インター付近)</p>
<p>平成8年3月1日 (1996年)</p>	<p>日本道路公団から回答。低騒音舗装の施工、遮音壁の未設置個所の設置及び未嵩上げ部遮音壁の嵩上げ、半地下構造区間の吸音板の取替を提示。</p>	 <p>吸音板の写真 中央の光っている部分</p>
<p>平成8年11月26日から 平成9年3月25日</p>	<p>東初石1号橋付近の231mについて遮音壁設置工事を実施。</p>	 <p>東初石1号橋の遮音壁</p>

<p>平成11年12月21日 から平成12年3月19日 日 (1999年から2000年)</p>	<p>流山IC付近の80mについて遮音壁設置工事を実施。</p>	 <p>流山IC付近の遮音壁</p>
<p>平成14年6月18日 (2002年)</p>	<p>流山市から日本道路公団に対し、西初石地区における抜本的な騒音防止対策の要請を行う。</p>	
<p>平成14年7月18日</p>	<p>流山市から日本道路公団に対し、西初石地区の騒音が高いことから、同地区における遮音壁の改善増設、道路構造の改編などの環境保全措置を要請。</p>	
<p>平成15年7月15日 (2003年)</p>	<p>流山市から日本道路公団に対し、西初石地区の騒音問題の解消に向けた抜本的な措置を要請。</p>	
<p>平成15年8月15日</p>	<p>日本道路公団から予算要求を行い、予算化され次第設置工事を実施していく旨回答あり。</p>	
<p>平成20年6月7月2日 (2008年)</p>	<p>流山市からNEXCO東日本に対し、西初石地区における防音壁の設置についての要請を行なう。</p>	
<p>平成20年7月31日</p>	<p>流山市からNEXCO東日本に対し、不法投棄対策として青田地区のフェンスの嵩上げを要請</p>	 <p>青田地区緩衝緑地帯フェンス（嵩上げ前の状況）</p>

平成22年11月19日 (2010年)	流山市からNEXCO東日本に対し、緩衝緑地帯の樹木の剪定や草刈り等の計画的な管理の実施を要請	 <p>緩衝緑地帯 (青田地区)</p>
平成24年2月10日 (2012年)	流山市からNEXCO東日本に対し、桐ヶ谷橋周辺及び青田大橋周辺における不法投棄防止対策及び治安対策について、フェンスの嵩上げ工事を要請。	
平成25年 (2013年)	NEXCO東日本は、桐ヶ谷橋周辺及び青田大橋周辺の緩衝緑地帯のフェンスの嵩上げ工事を順次施工。	 <p>嵩上げ工事が終了した青田地区のフェンス</p>

※1

常磐道西初石測定局	56	54	54	52	
4 設置工事前、中間測定及び設置工事後の比較					
単位：デシベル					
測定場所		朝	昼	夕	夜間
江戸川台グリーンハイウ	工事前	53	55	54	51
	中間	55	56	55	52
	工事後	54	55	55	50
	増減	+1	±0	+1	-1
コンドミニアム初石	工事前	56	56	55	53
	中間	54	57	52	51
	工事後	55	54	53	51
	増減	-1	-2	-2	-2
常磐道西初石測定局	工事前	55	56	56	52
	中間	53	58	56	50
	工事後	56	54	54	52
	増減	+1	-2	-2	±0
※増減は工事前と工事後の比較					
5 環境基準					
単位：デシベル					
環境基準		朝	昼	夕	夜間
		55	60	55	50



## 委員からの寄稿

### 東初石地区

#### 辰巳哲委員

常磐自動車道が開通して30年。開通と同時に発足した「常磐自動車道環境委員会」は、流山市と道路公団（当時）との間で締結された協定書の公害をチェックするためにつくられた市と沿線住民で組織する委員会である。

道路開通後、交通量の増加による騒音の基準値オーバーに対して、月1回開催される委員会のチェックにより、これまで、数々の騒音低減のための追加工事が行われてきた。現在は、1日の交通量10万台弱（年平均）で、何とか基準内に抑え込んでいる。

住宅密集地が地下道構造（上が公園）になり、道路両側に20メートルの緩衝緑地帯がつけられた常磐道。24時間公害データ記録システム方式監視施設の設置（市内沿線4か所）。そのデータをチェックし改善要求をする「常磐道環境委員会」の設置。そして、それら全てを担保する流山市と日本道路公団（現在の東日本高速道路株式会社）との協定書。

この「流山常磐道パック」こそ、その昔、13年間の苦しい公害反対の住民運動を闘った市民、それを支援した市議会と市行政が残した宝であり、環境優先都市をかかげる流山市と全流山市民の「永遠の宝」である。

#### 小林征一委員

常磐道は高架の計画から低騒音半地下型へ市民の運動により完成しました。

開通後、当委員会が発足し、公団、市との協定書の見守りを続けてきたことは、大変有意義なことと称えられます。

私は遅れて参加しましたが、高速道環境データの監視はNEXCO東日本の種々の対策に繋がっていると感じました。

また、常磐道に沿っている緑地帯が当初より減らすことなく整備されてきた事も知りました。

私は、今後も委員会設立の目的を忘れずに活動していきたいと考えています。そして、もっと多くの自治会の参加で、次の世代へ流山市の良い環境を残していきたいと思っています。

## 青田地区

### 仙田昇委員

今回コメントを提出することになり、改めて思うと、常磐道の建設にあたり旧住民の賛成派と新住民の反対派との対立が生じたことだと思います。自治会を二分割し、三十数年経ちましても、当時の確執が残っていることがとても残念でなりません。

数年前もグルメ街道が発展したため、強盗も発生しており、合同パトロールを提案し、発足寸前まで進展したところ、ある長老の青田第一自治会とは一緒にやることはないという一声で中止になり、非常に残念です。

なお、常磐道建設について、当初の盛土方式では反対運動も活発になり、不安視する近所の親しい人達も引越しをしていきました。

残った我々は非常に力強く思われたのが当時の流山環境守る会のメンバーです。

守る会の努力によりトンネル方式、上部を公園とする案に決定され、現在は青風公園として近隣自治会の合同防災訓練や当自治会祭り等、多用途に利用されております。

常磐道がもたらした良い面だと思われます。

### 吉田和郎委員

流山市常磐道環境委員会30周年記念おめでとうございます。

昭和50年頃、江戸川台駅より柏通信基地（現在の柏の葉公園）まで途中赤い杭が沢山打たれているのが理解できなかったが、後で常磐道建設杭であることを知った。

当時先達は建設反対のため、鍋・釜を叩いて反対運動していましたが、間もなく開通し、流山、柏インターより、多くの車が東京、茨城方面へ向かった。

常磐道と共に側道も建設されて、一般家屋と同位置のため、騒音が発生し、両道路に騒音測定器が設置された。

初石地区の高層マンションでは、騒音の他に排気ガス問題が生じ、対策として市街地の高速道のフタ掛けや防音壁、中央分離帯のT字型吸音壁の設置等、何回も改善を重ねて、開通してからも委員と公団、関係機関等の折衝を試み、本当に委員さんにはご苦労様でした。

今は関東、東北を結ぶ大動脈として大きく活用されています。

## 中振吉次委員

私は流山市に引っ越してきたのは、昭和57年2月ですが、常磐自動車道はまだ工事中でした。

常磐自動車道環境委員になるまで、私は皆さんがここまでくるまで大変な苦勞をしていたんだなと思いました。

平成23年に役員になって環境・公園の担当になってみて、常磐自動車道の蓋かけの上の青風緑地内の通路の段差・水路上の段差・集水マスの嵩上げなど、補修の必要ありと思い、みどりの課にお願いしました。

現在はきれいに整備された青風緑地は多目的広場として多くの皆さんに利用されています。

## 若葉台地区

### 石黒紀夫委員

40年前、東京から眺めた空が青かったので、流山市に移り住んだ。

緑豊かな暮らしを楽しめると思っていたら、高速道路建設計画の話。

以来、10年ほど、気に入った住環境を守るために「道路のトンネル構造」を求める住民運動に参加した。

時には測量を阻止するために団地の奥様達と身体を張って屈強な作業員と揉み合った。

市内の主要な地域を手分けしてニュースを配布したことは数えきれない。

市民と行政が力を合わせて粘り強く道路公団と交渉を続け、不十分ながら、かなりの部分でトンネル構造が実現した。

当初計画は6万台の月間交通量を見込んでいたが、今や10万台。

西初石地区の騒音対策など相次いで行われてきた。

4カ所に設置された監視施設のデータ検討を地道に行うことが、当委員会の役割である。

委員となって4年目、「自分達の住環境に小うるさい年寄り」として、目配り、気配りの出来る人生を送りたい。

## 西初石地区

木村泰之委員

流山市常磐自動車道環境委員会も300回を超える開催となり、常磐道近隣の環境を守る取り組みを続けておられる中、今回委員として参加させていただきました。

現在の状況は過去の取組みの成果もあり、参加させていただいた期間において悪化の報告は無く平穏に経過しております。

先般、安倍総理のご発言にもありました「常磐自動車道の全面開通」の実施にあたり、今後交通量の増大が予想される中、本委員会の役割についてはこれから益々重要になっていくと思います。

これまで日夜活動を続けられた諸先輩方のご苦勞に深く感謝すると共に、これからも引続きこの委員会の役割に期待いたします。

# 資 料

## 流山市常磐自動車道環境委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は、流山市常磐自動車道環境委員会という。

(目的)

第2条 本委員会（以下「委員会」という。）は、昭和56年12月28日付け、流山市と日本道路公団が締結した「流山市域における常磐自動車道に関する協定書（以下「基本協定書」という。）を遵守させることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 若葉台、西初石、東初石及び青田の各地区に設置されている流山市常磐自動車道環境測定施設における測定データを分析し、基本協定で合意した環境基準値（以下「環境基準値」という。）との比較検討すること。
- (2) 必要に応じて、流山市の区域内に存する常磐自動車道による影響を調査、研究すること。
- (3) 環境基準値を超えたと判断した場合は、市長に対し、直ちに日本道路公団へ環境保全措置を講ずるよう要請すること。
- (4) 日本道路公団から、基本協定書による対応策が提示されたときは、その効果等を協議検討すること。
- (5) その他、目的達成に必要な事業を行うこと。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 流山市長
- (2) 流山市環境部長
- (3) 別表に掲げる常磐自動車道沿線の各地区代表

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、流山市長とする。
- 3 委員長は、委員会を総理し、会を代表する。
- 4 副委員長は、流山市環境部長とする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員長及び副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者が、委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員会の要請に基づき、日本道路公団の職員（代表者を含む。）を会議に出席させることができる。

(協議内容等の公表)

第7条 協議内容及び測定データ等は、委員長の承認を得て広く市民等に公表する。

(雑則)

第8条 第4条第3号に規定する地区の代表者に変更があったときは、新たに当該地区の代表者となった者は、委員長にその旨を届け出なければならない。

第9条 委員会の庶務は、流山市環境部で行う。

第10条 この規約に定めのない事項は、別に委員会で定める。

附 則

この規約は、昭和60年2月9日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

## 流山市域における常磐自動車道に関する協定書

流山市（以下「甲」という。）と日本道路公団（以下「乙」という。）とは、流山市域における常磐自動車道三郷いわき線（以下「常磐道」という。）に関し道路構造、環境の保全及び工事に伴う措置等について合意に達したので、千葉県土木部長立会のもとに次のとおり協定を締結する。

### （道路構造）

第1条 乙が県道松戸野田線の東側端以東に採用する常磐道本線の道路構造の位置、延長及び形式は、図-1のとおりとする。

2 乙は、前項の本線道路構造の他に常磐道に環境施設帯及び設計協議によって必要とされた側道、側溝その他の施設を設置するものとする。

### （環境の保全）

第2条 乙は、常磐道沿線の大気汚染、騒音、その他の公害に関して国の定めた環境基準を遵守し、静穏良好な環境を保全するものとする。

### （環境の測定）

第3条 乙は、供用後の常磐道沿線の環境値の把握が適確に行われるよう甲と十分協議し、下記に示す監視施設（以下「本施設」という。）の設置に協力するものとする。

（1）騒音監視施設

（2）排気ガス監視施設

2 本施設の詳細、設置個所及び維持管理等については、甲、乙別途協議のうえ供用開始までに取り決めるものとする。

3 本施設が示した数値について疑義が生じた場合には、公平な第三者に調査を依頼することができるものとする。この場合の費用の負担等については、甲、乙協議して定めるものとする。

4 乙は、三郷トールバリヤの交通量データを1ヶ月毎に甲に提示するものとする。

### （環境の保全措置）

第4条 前条に定める監視測定の結果が下記に示す状況となった場合、甲は、直ちに乙に環境保全措置を要求するものとする。

（1）騒音 環境基準を超える場合  
評価の方法は、騒音に係る環境基準について（昭和



46年5月25日閣議決定)のうち「2車線を超える車線を有する道路に面する地域」の基準によるものとする。

(2) 二酸化窒素 環境基準を超える場合  
評価の方法は、「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年7月17日環境庁大気保全局長通知)によるものとする。

(3) 浮遊粒子状物質 環境基準を超える場合  
評価の方法は、「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年6月12日環境庁大気保全局長通知)によるものとする。

2 将来環境基準値の新たな設定又は改定が行われた場合には、必要に応じて前項の規定を改定するものとする。

3 第1項に定める甲の要求があった場合、乙は、直ちに対応策を作成のうえ甲に提示し、両者合意後速やかに道路構造の改善、関係機関の行う交通規制と取り締りへの協力等の道路管理者として必要な措置を講ずるものとする。

4 乙は、常磐道沿線に振動その他の予期せぬ公害が発生した場合には、直ちに検討を行い、道路管理者として必要な措置を講ずるものとする。

(被害の補償)

第5条 乙は、常磐道の公害により沿線住民に損害を与えたときは誠意をもって補償するものとする。

2 乙は、常磐道の公害により沿線住民が健康に被害を受けるおそれが生じた場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、万一被害を与えた場合には、さらに必要な措置をとるものとする。

(建築工事に伴う措置及び被害の補償)

第6条 甲と乙とは、常磐道の建設工事に関する必要な措置及び被害の補償について別途協議し、協定を締結するものとする。

(その他)

第7条 常磐道に関して上記各条に定めのない問題が発生した場合には、甲、乙誠意をもって協議し、速やかに問題の解決をはかるものとする。

(補 則)

第8条 この協定に関し必要な細目事項は、別に甲、乙協議し定めるものとする。

2 この協定の内容について疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書3通を作成し、甲、乙及び立会人記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和56年12月28日

甲 流山市  
市長 石塚 健

乙 日本道路公団  
東京第一建設局長 戸谷 是公

立会人  
千葉県土木部長 弦本 成幹

## 議事録確認書

流山市（以下「甲」という。）と日本道路公団（以下「乙」という。）とは、流山市域における常磐自動車道に関する協定書（以下「基本協定」という。）について次のとおり議事録確認書を作成する。

### 1 基本協定第3条第1項について

甲は、基本協定第3条第1項に定める監視施設として、乙が次に定める施設を設置することを主張した。

- (1) 騒音監視施設（連続記録が可能で中央値の時間変化を記録することができるもの）
- (2) 排気ガス監視施設（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について連続記録が可能で時間値及び日平均値を記録することができるもの）

上記について、乙は、甲の趣旨を了解し監視施設を設置することとした。

### 2 基本協定第4条第1項について

甲は、基本協定第4条第1項に定める二酸化窒素濃度が具体的に次に定める状況となったとき環境保全措置を要求することを主張した。

- (1) 1時間値の1日平均値が0.04PPMを超える日が連続した3ヶ月間に15日以上出現するか又は1年間に50日以上出現する場合。
- (2) 1時間値の1日平均値が0.06PPMを超える日が1年間に8日以上出現した場合。

上記について、乙は、昭和53年7月17日付け環境庁大気保全局長通知の趣旨に則ることを主張したが、甲の要求を尊重し措置することとした。

### 3 基本協定第4条第3項について

甲は、基本協定第4条第3項に定める措置の実施期限に関し、次のとおり主張した。

(1) 対応策については、甲の要求があった後50日以内に作成することを目途とすること。

(2) 道路構造の改善等の措置については、対応策の合意後100日以内に実施することを目途とすること。

上記について、乙は、甲の意向を了解した。

ただし、大規模な対応策の実施が必要となった場合には、甲と別途協議のうえ速やかに措置の実施に努めることとした。

昭和56年12月28日

甲 流山市  
市長 石塚 健

乙 日本道路公団  
東京第一建設局長 戸谷 是公

立会人  
千葉県  
土木部長 弦本 成幹

## 流山市域におけるルーバー部に関する覚書

流山市（以下「甲」という。）と日本道路公団（以下「乙」という。）とは常磐自動車道三郷いわき線の流山市域におけるルーバー部に関して千葉県土木部長立会のもとに下記のとおり覚書を取りかわす。

### 記

- 1 乙は、供用後3年以内に東初石ルーバー部に試験的に蓋かけして、坑口における排ガス濃度の影響及びその対応策について検討する。
- 2 その他のルーバー部については、前項の試験結果を踏まえて、基本協定にもとずき対策を講ずるものとする。

昭和56年12月28日

甲 流山市  
市長 石 塚 健

乙 日本道路公団  
東京第一建設局長 戸 谷 是 公

立会人  
千葉県  
土木部長 弦 本 成 幹

## 流山市域における常磐自動車道の建設工事に伴う措置及び 被害の補償に関する協定書

流山市（以下「甲」という。）と日本道路公団（以下「乙」という。）とは、流山市域における常磐自動車道（以下「常磐道」という。）の建設工事に伴う措置等について合意に達したので、次のとおり協定を締結する。

第1条 乙は、常磐道の建設工事に關し、次の各事項を厳守するものとする。

- (1) 工事の施行に当たり、安全対策、交通対策及び工事公害の防除について関係法令を厳守するものとする。
- (2) 工事全般について、無騒音、無振動、無粉じんと称される最新工法・機械によって施行するものとする。
- (3) 作業用車両は、原則として常磐道用地内を走行させるものとする。
- (4) 作業時間は午前8時から午後6時30分まで（工事用道路完成までの土工工事の重機械作業については午前9時から午後5時まで）とし、日曜、祝祭日は作業は行わないものとする。

ただしやむを得ず上記に定める時間外に作業を行う場合は、事前に甲又は関係住民と協議する。なお台風や豪雨などで災害が予想されるなど安全確保上緊急を要する場合には、上記にかかわらず作業を行うことができるものとする。

- (5) 施工業者、従業員及び工事関係労務者の管理には万全を期し、沿線住民に対して迷惑をかけないものとする。

第2条 乙は、前条の各事項について、施工業者及び関連業者に対し完全に徹底させるものとする。

第3条 乙は、準備工事期間中に下記の範囲内にある家屋や井戸水等についての現況調査を行い、その記録を作成し甲及び関係住民に提出するものとする。

- ① 家屋 原則として沿線両側それぞれ80メートルの範囲  
ただし地盤の悪い地区についてはあらかじめ甲・乙協議のうえ調査を行うものとする。

- ② 井戸水 原則として沿線両側それぞれ200メートルの範囲

第4条 乙は、甲及び沿線住民に対し施工業者を交えた工事説明会を開催し、甲及び沿線住民の了解を得たうえで工事を着工するものとする。

第5条 乙は、工事期間中住民からの苦情・要求等の受付窓口を設け、その場所・電話番号・責任者を甲に届出ると同時にこれを公表するものとする。この場合の責任者は乙及び施工業者各二名以上とする。

第6条 乙は、常磐道の建設工事に関して甲又は沿線住民等から苦情等の連絡が入った場合には、直ちに状況を把握のうえ適切な措置をとるものとする。

2. 乙は、工事による被害の発生により甲又は沿線住民を代表する自治会長等から当該作業の一時中止の要求があった場合には直ちに当該作業を中止し、しかるべき改善策を講じ、了解を得て作業を再開するものとする。

第7条 乙は、常磐道の建設工事に起因して被害が発生した場合は、乙の責任において甲又は関係者と速やかに協議のうえ必要な補償措置を講ずるものとする。

第8条 この協定書の内容について疑義が生じた場合には甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和57年1月20日

甲 流山市  
市長 石塚 健

乙 日本道路公団 東京第一建設局  
柏工事事務所長 新妻 俊三

## 流山市域における地盤の悪い地区の工事の施行に関する覚書

流山市（以下「甲」という。）と日本道路公団（以下「乙」という。）とは、昭和56年12月28日に締結した「流山市域における常磐自動車道に関する協定書」（以下「基本協定」という。）第6条、第7条の規定により流山市域における地盤の悪い地区の工事の施行について合意に達したので、次のとおり覚書と리카わす。

1. 乙は、流山市東初石及び青田等の地盤の悪い地区の工事の施行に当たっては、周辺地盤の沈下に伴う家屋等の被害が発生しない工法を採用し慎重に施行するものとする。
2. 乙は、上記の地盤の悪い地区の工事の施行に当たっては、工事中別途図のとおり地盤沈下測定のための観測点を設け定期的に沈下測定を行い、測定結果を甲に提示するものとする。
3. 乙は、常磐自動車道の供用開始後も地盤沈下測定のための観測点を設け継続的に沈下測定を行い測定結果を甲に提示するものとし、詳細については供用開始までに甲、乙別途協議して定めるものとする。
4. 乙は、常磐自動車道の建設により周辺地盤に沈下が生じ家屋等の被害が発生した場合には、基本協定第4条第4項及び第5条第1項の規定により誠意をもって補償するものとする。

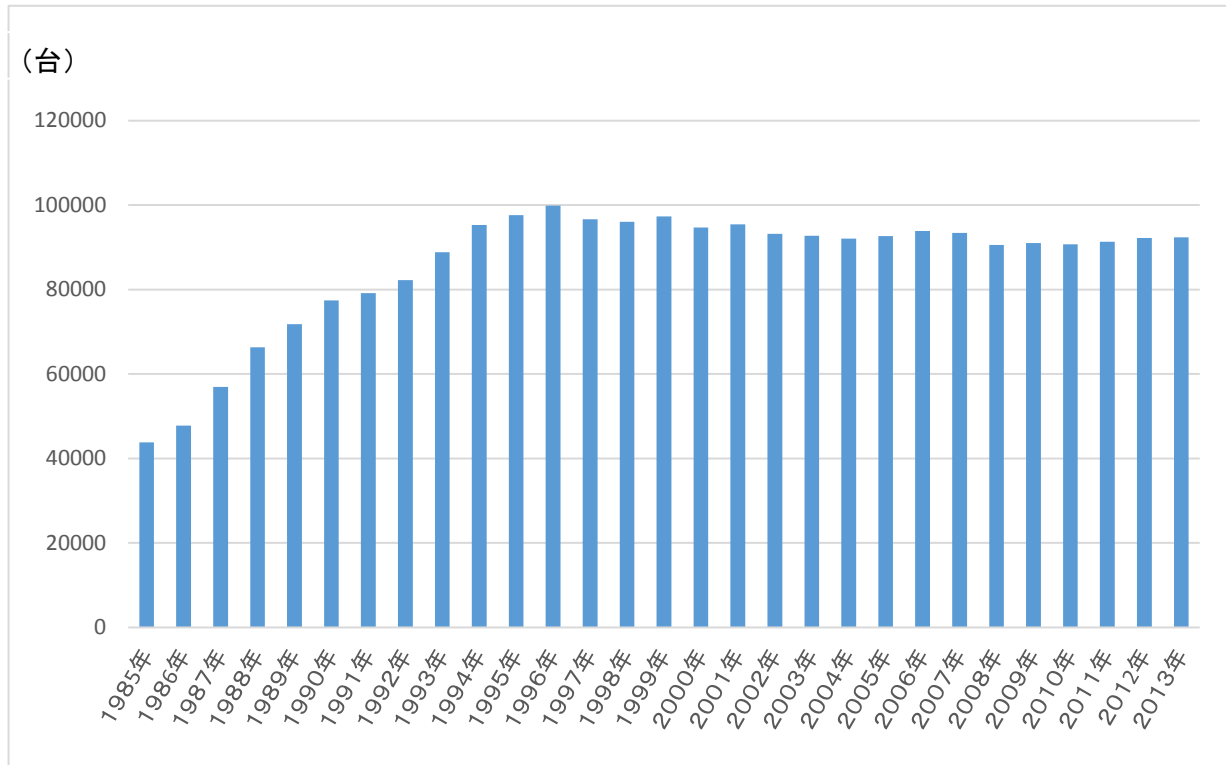
昭和57年6月11日

甲 流山市  
市長 石塚 健

乙 日本道路公団 東京第一建設局  
柏工事事務所長 新妻 俊三



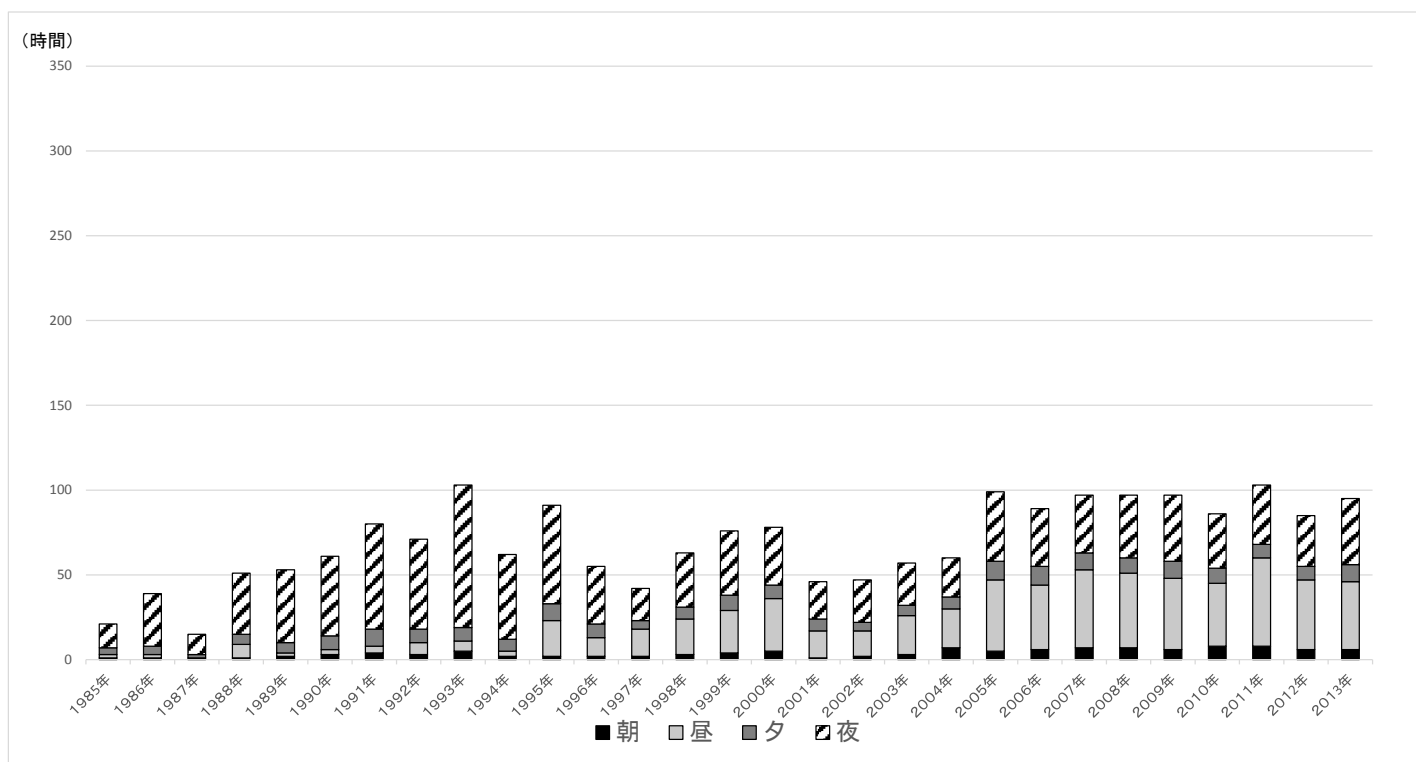
## 常磐自動車道交通量(流山区域)



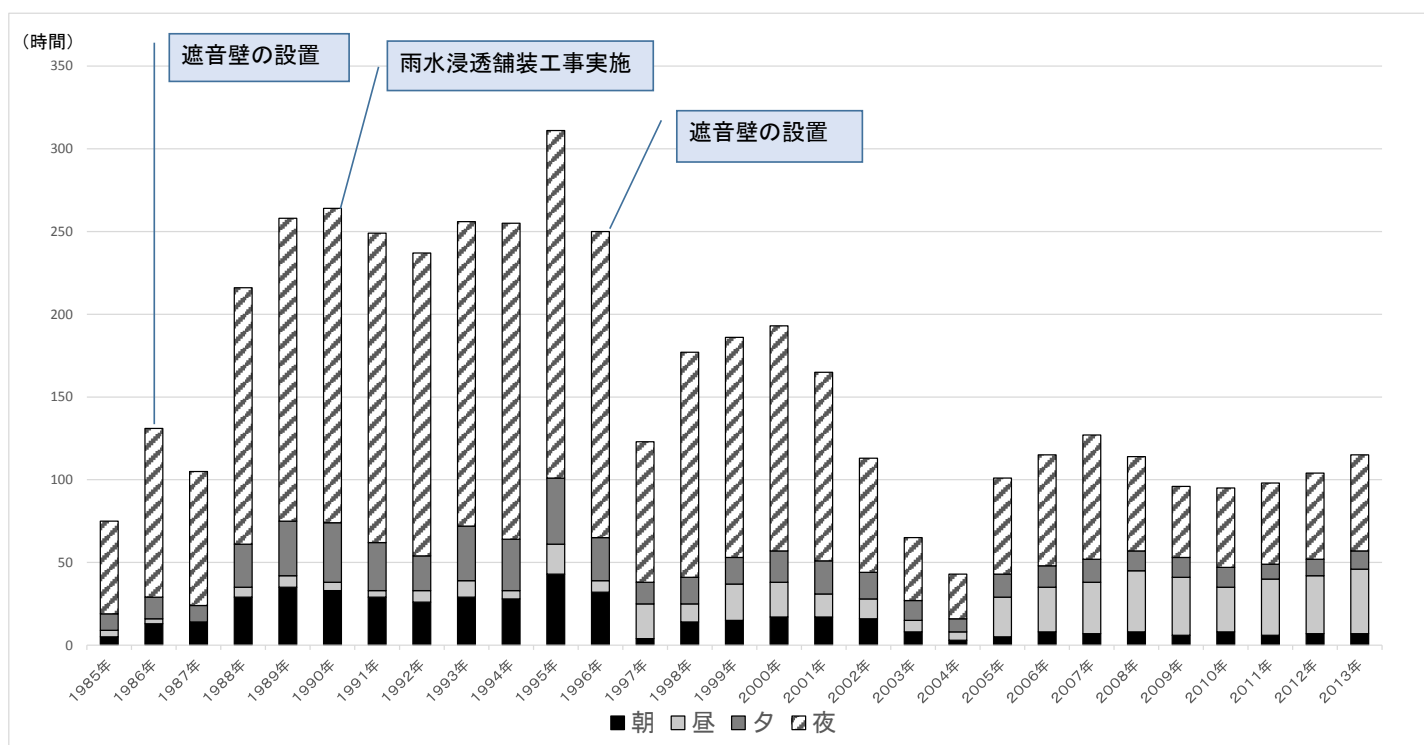
※ 一ヶ月あたりの平均交通量

## 騒音超過時間の推移

### 若葉台測定局

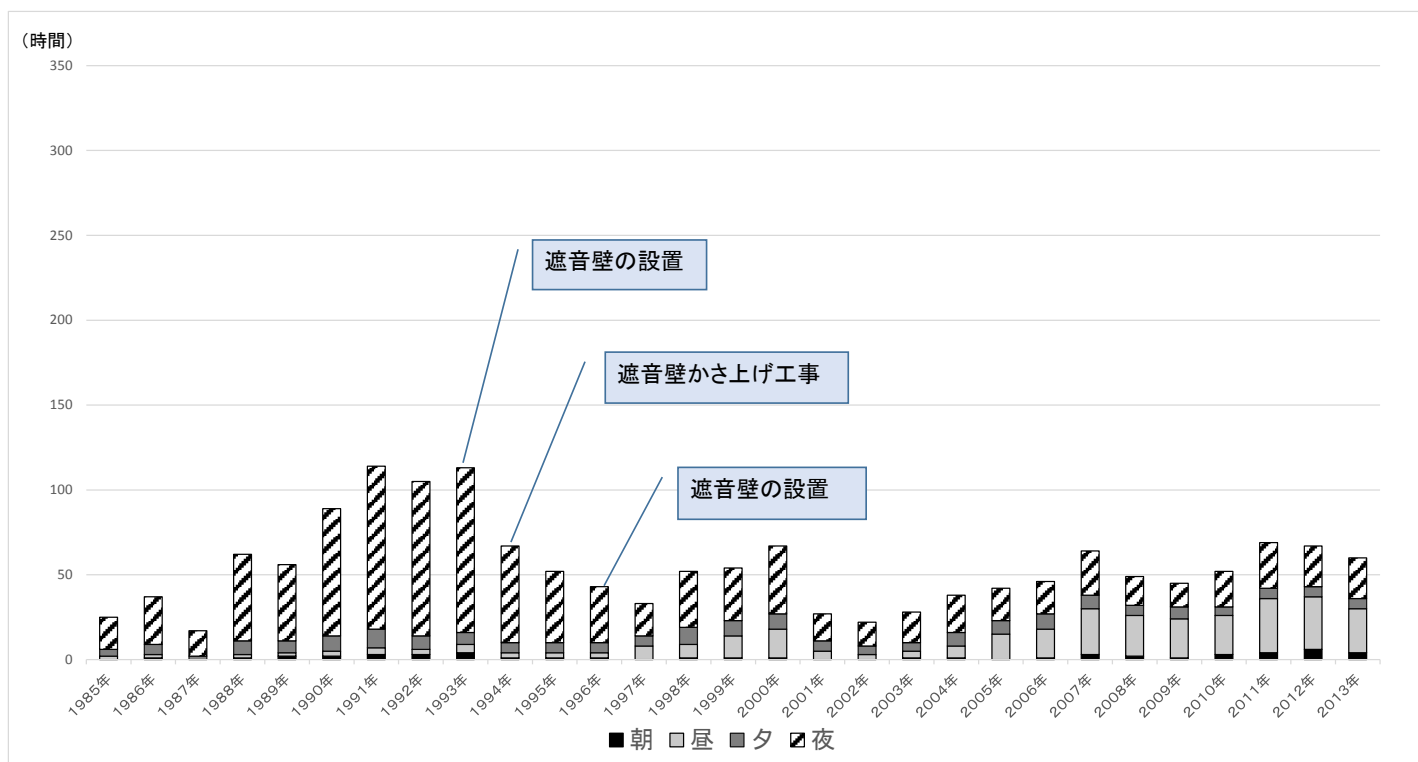


### 西初石測定局

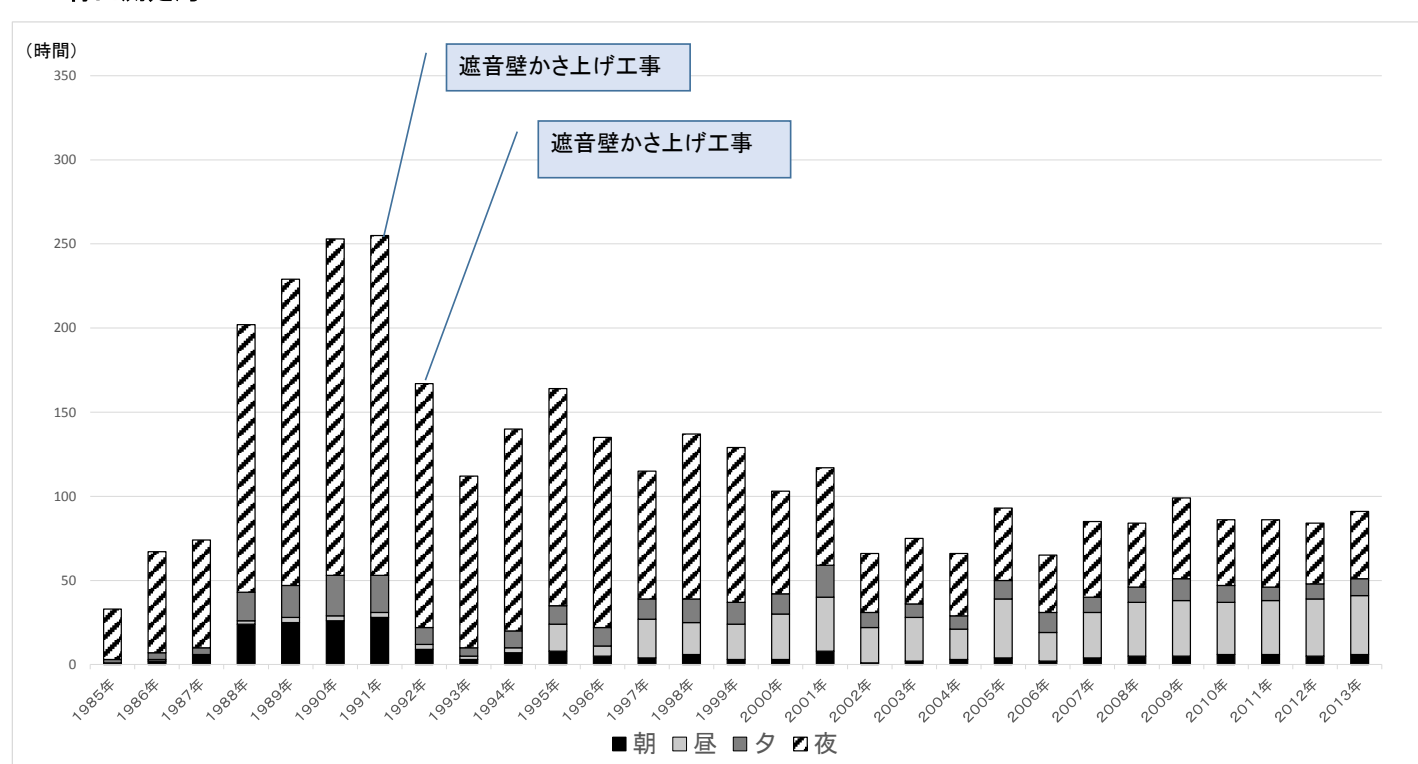


## 騒音超過時間の推移

### 東初石測定局

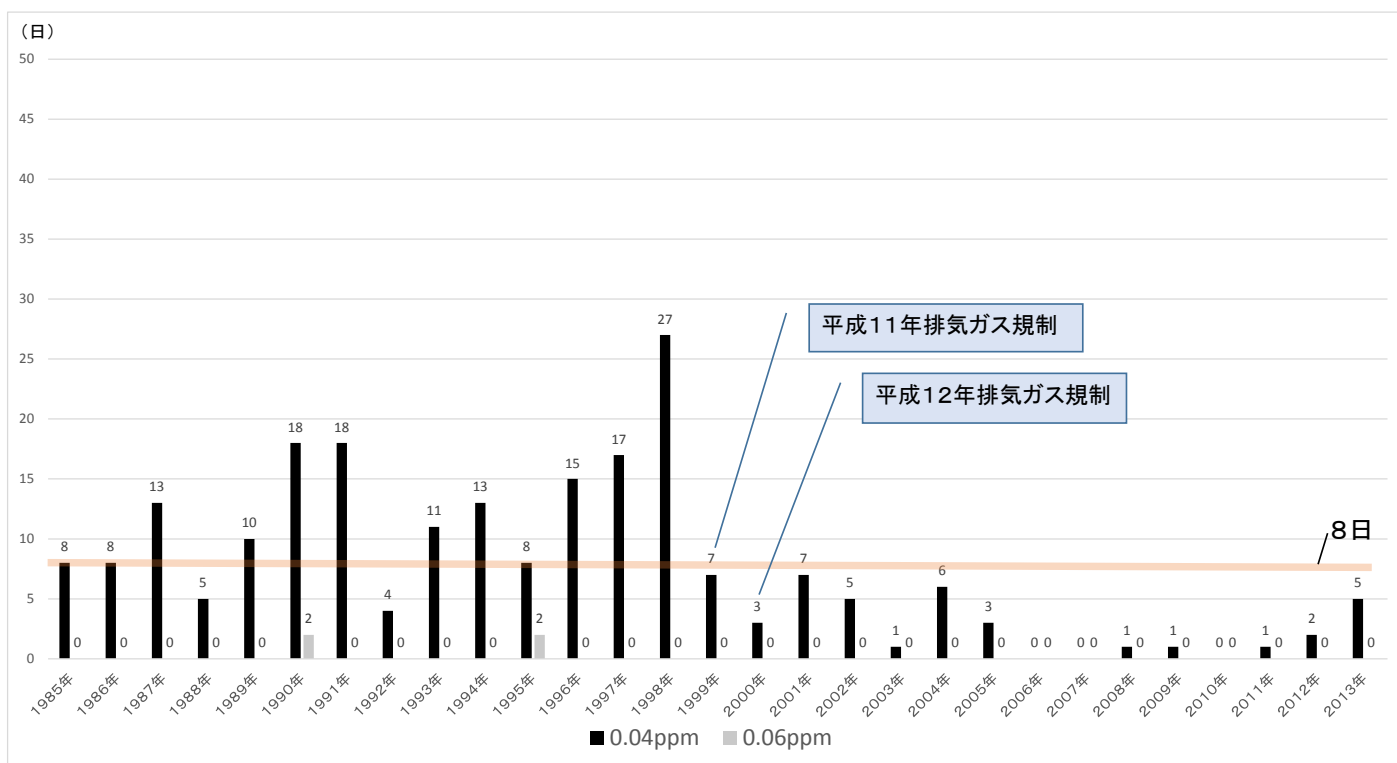


### 青田測定局

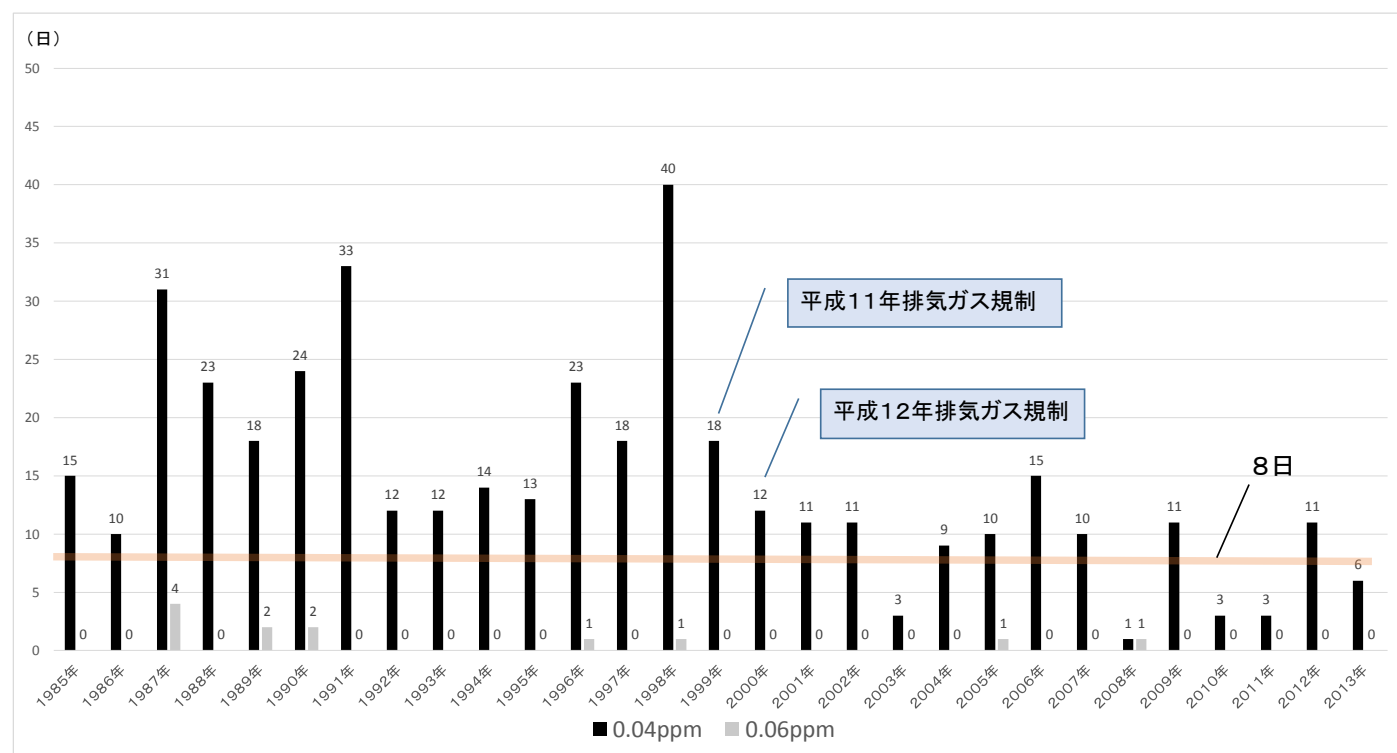


## 二酸化窒素超過時間推移表

### 若葉台測定局

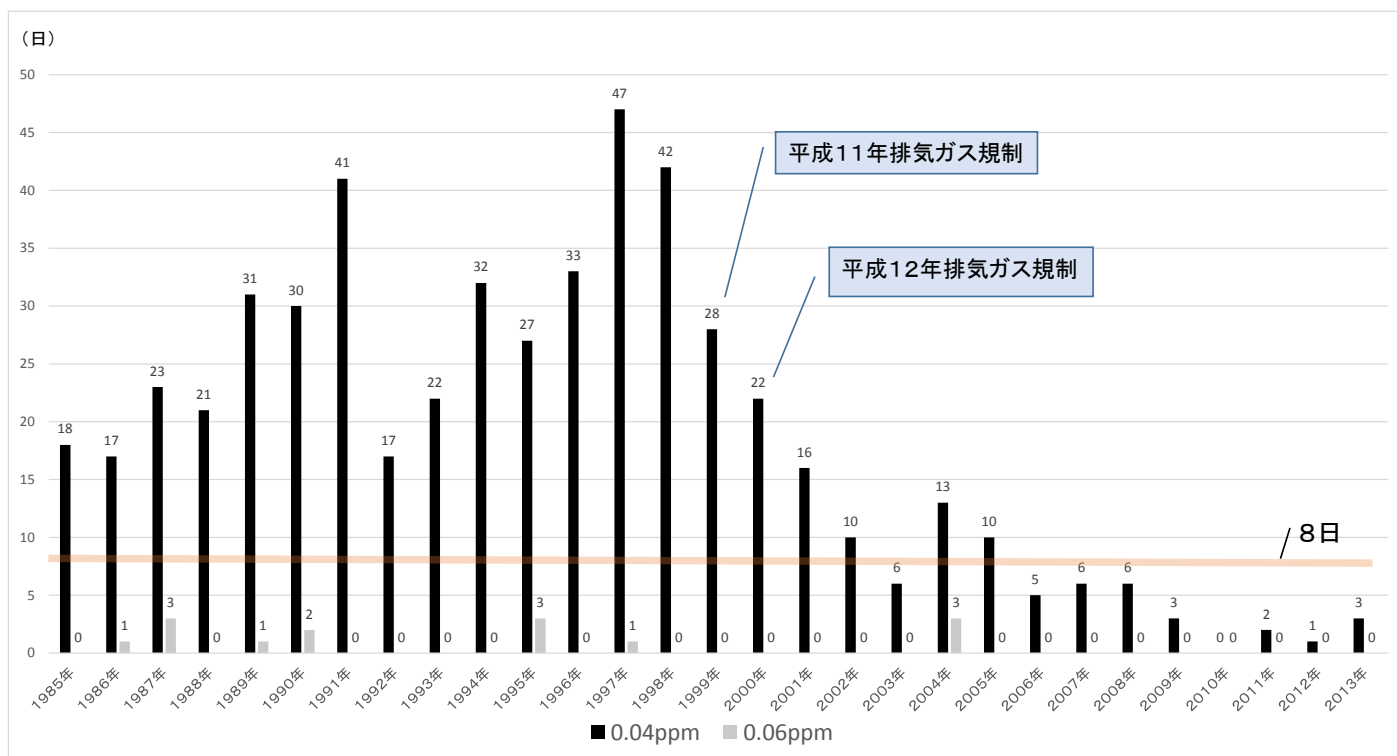


### 西初石測定局

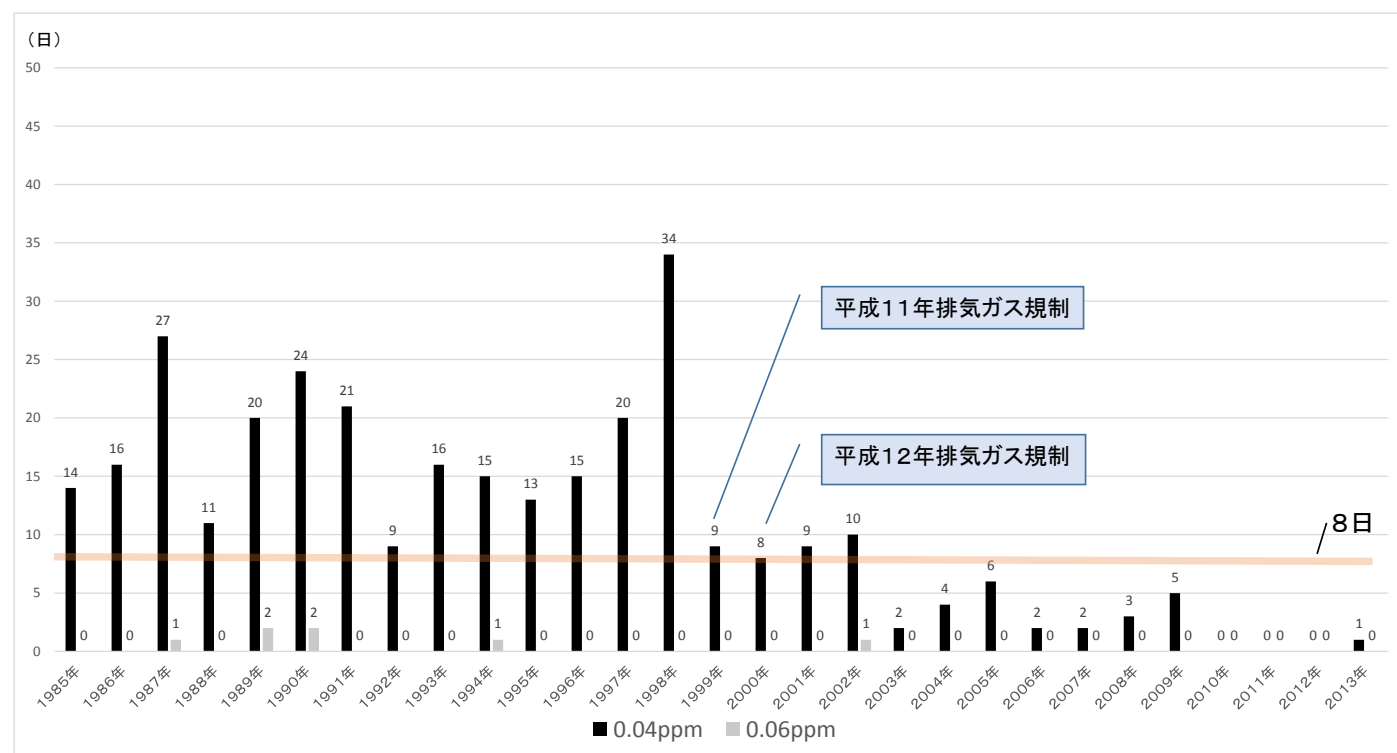


## 二酸化窒素超過時間推移表

### 東初石測定局

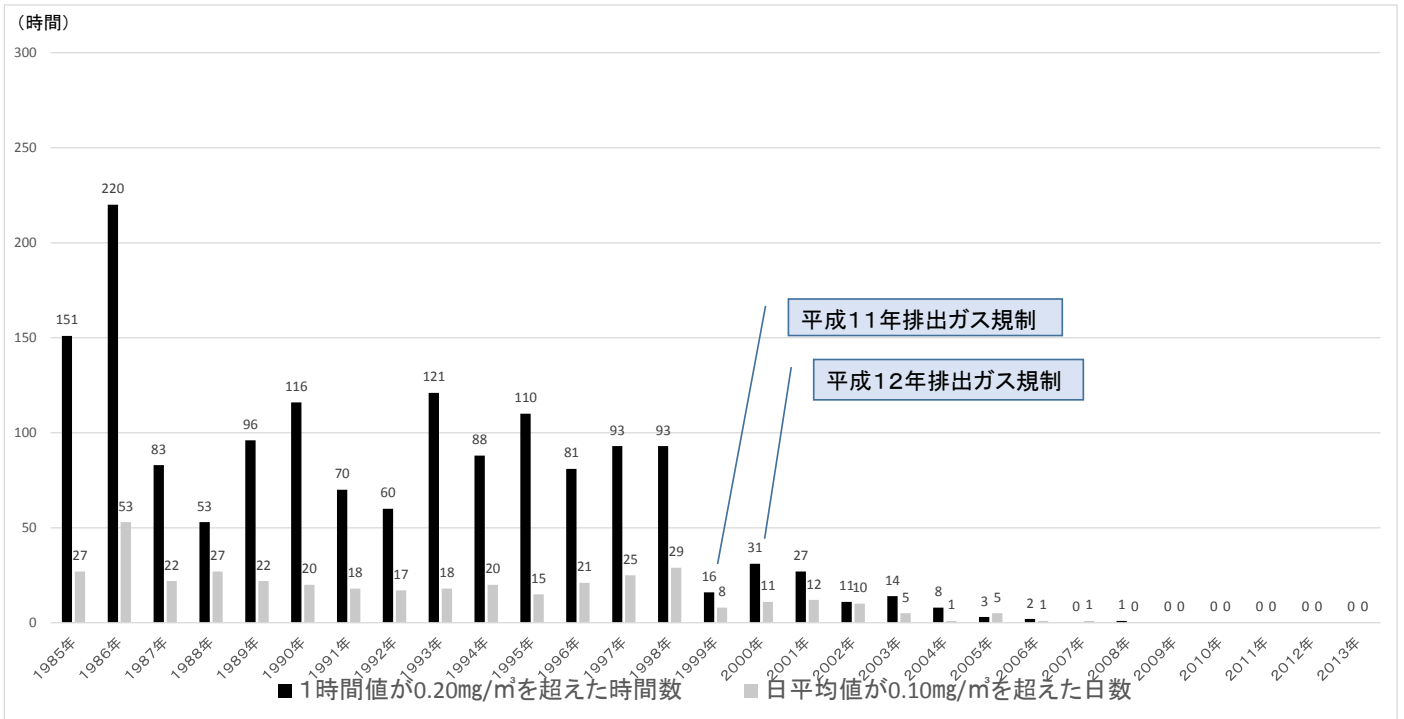


### 青田測定局

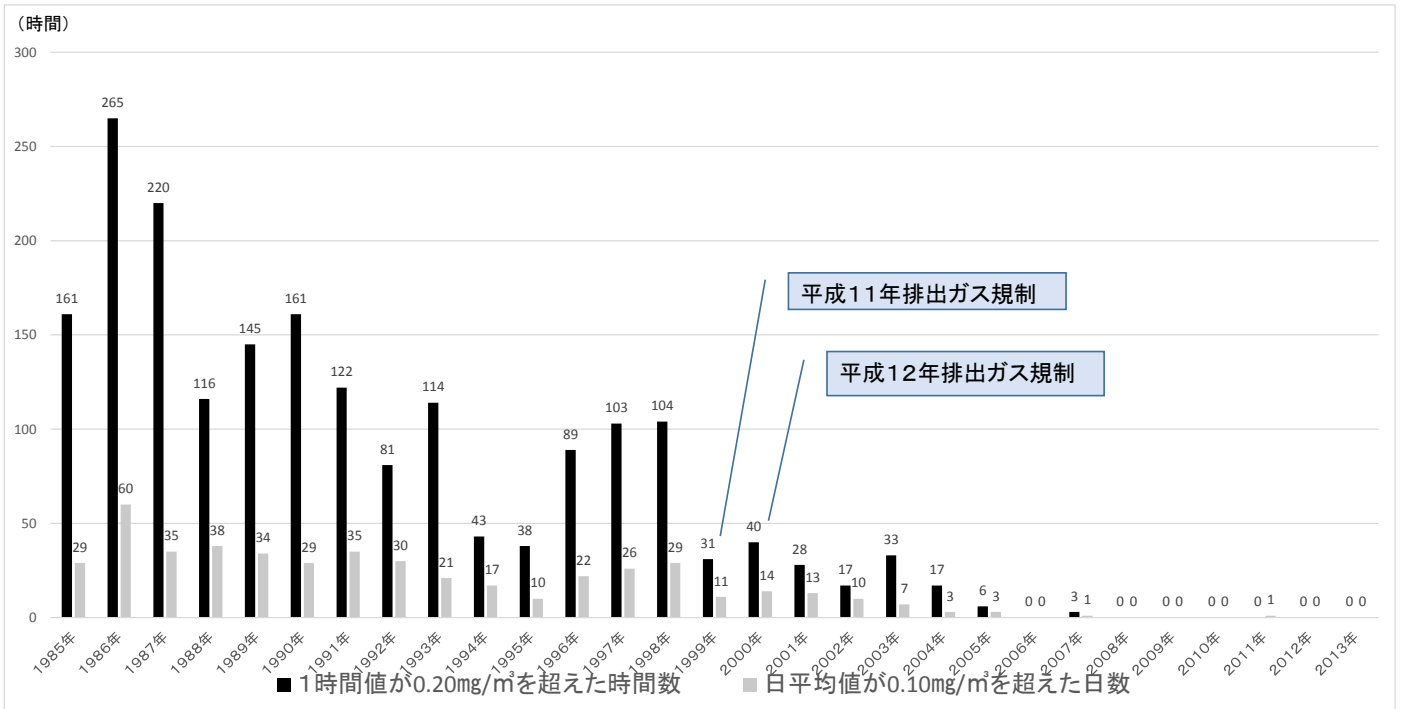


## 浮遊粒子状物質超過時間推移表

### 若葉台測定局

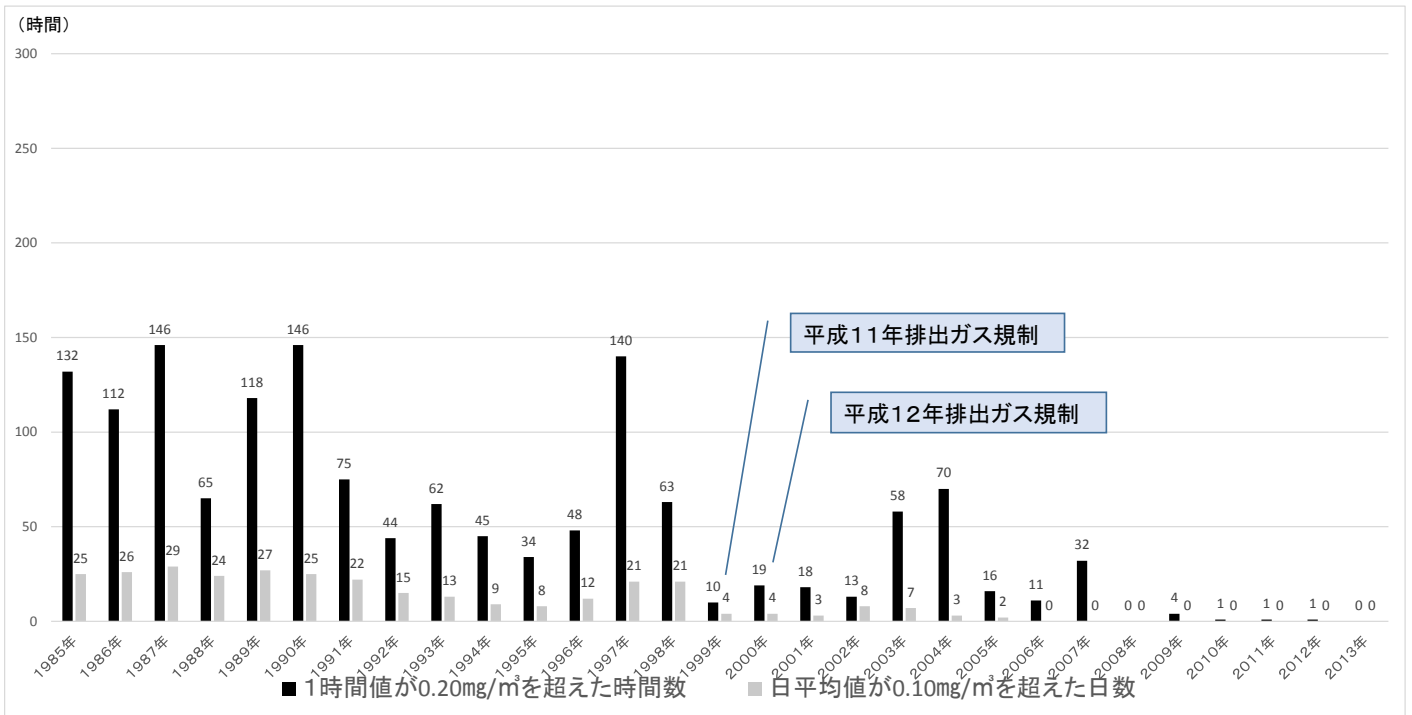


### 西初石測定局

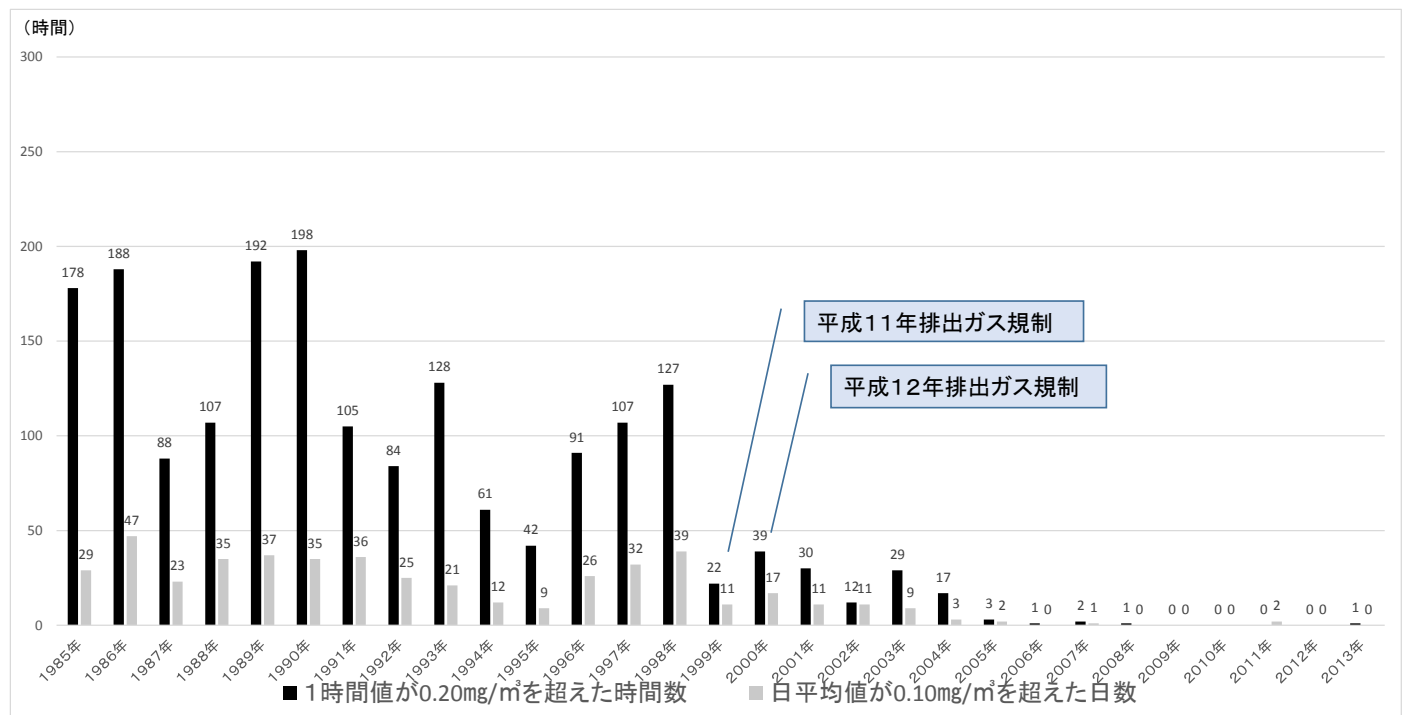


# 浮遊粒子状物質超過時間推移表

## 東初石測定局



## 青田測定局





## 編集後記

記念誌の編集に携わることとなり、委員会設立当初からの資料に目を通していく中で、この委員会が与えた本市常磐道沿線の住環境への影響の大きさを実感し、また歴代委員の方々のご苦勞に対し、心から敬意を表します。

原稿をお寄せいただいた委員や、編集製作にあたって種々ご示唆いただいた委員の方々のご協力に感謝の意を表すこととして、編集後記とさせていただきます。

流山市環境部  
環境政策・放射能対策課